

上下水道料金の減額のおしらせ

今回の断水の影響で発生いたしました赤水（錆の混じった茶色い水）の対策として、大量の流水をして頂いた方も多ことから、上下水道使用料金を下記内容で減額することを決定いたしました。

※遠賀町全世帯を減額対象にいたしますので、手続き、連絡等は不要です。

記

【減額対象月について】

検針日が11月5日から11月13日までの方は、1月納付分を減額致します。

（14日以降の流水は、1月納付分に含まれるためです。）

検針日が11月14日から11月20日までの方は、12月納付分を減額致します。

（14日以降の流水は、12月納付分に含まれるためです。）

※各家庭の毎月の検針日は、過去の検針時の【お知らせ票】に記載しています。

【減額水量について】

水道使用量を1 m³ (1,000ℓ) 一般家庭のお風呂5～6杯分です。

【減額対象金額について】

該当月の合計使用水量により異なりますので、下表でご確認ください。

合計使用水量	上水道料金	下水道料金	上下水道料金
1 0 m ³ 以下	0 円	0 円	0 円
1 1 m ³ ～2 0 m ³	1 5 6 円	1 8 9 円	3 4 5 円
2 1 m ³ ～3 0 m ³	2 2 1 円	1 8 9 円	4 1 0 円
3 1 m ³ ～	3 0 2 円	1 8 9 円	4 9 1 円

（実際の減額は、消費税の端数処理により1円、前後することがあります。）

※1 0 m³以下の方については元々基本料金のみでの請求の為、減額はありませぬ。

よって、減額対象の方については、検針時に投函しております【水道使用量のお知らせ】の額（減額前）と、実際の納付額（減額後）とが異なります。

お問い合わせ先

中間市環境上下水道部

上水道課 遠賀営業所

電話093-293-1234